

静 情 審 第 1 7 号
平成20年10月20日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 田 中 克 志

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年8月19日付け商ま第112号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

ショッピングセンターの24時間営業に関する届出書等の部分開示決定に対する異議申立て(諮問第160号)

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成20年7月13日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成13年10月23日の ショッピングセンタに係る24時間営業に関する届出書一式及びその起案文書、県の職員の氏名」の開示を請求し、平成20年7月15日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「平成13年10月23日の ショッピングセンターに係る24時間営業に関する届出書（以下「変更届出書」という。）及び起案文書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成20年7月17日、実施機関は、本件公文書のうち、変更届出書の「担当者氏名」については条例第7条第2号に該当するとの理由で非開示とし、その余を開示するとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成20年8月3日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成20年8月5日、実施機関は、これを受け付けた。
- (5) 平成20年8月6日、実施機関は、異議申立人に対し当該異議申立書の記載等に不備があり不適法であるとして、行政不服審査法第48条で準用する同法第21条の規定により、補正命令を行った。
- (6) 平成20年8月11日、実施機関は、異議申立人が補正した異議申立書を受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものである。異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 私たちは、昭和 年から に住んでいるが、妻が年中せきをしていたことは一度もなかった。
- (2) (株)が開業して3か月もしないうちに、昼休み時間帯になると、大型トラック20台が、(株)の駐車場にエンジンをかけたまま駐車するようになり、妻がせきをするようになった。市に何度も「(株)に、エンジンを止めるように言ってください。」とお願いしたが駄目で、県にもお願いしたが駄目でした。
- (3) 新聞に、24時間営業の届出をするとの記事が掲載されていたので、驚いて、すぐに県に電話した。「お願いだから届出を受理しないでください。これ以上、せきが出たら困るから。」と説明した。

- (4) 県への届出書に記載された (株)の担当者の氏名をどうしても知りたい。直接話を聞きたい。
- (5) 一人の命が亡くなっていることを知りながら、なぜ頑固なまでに県は (株)を守るのか。県と (株)に損害賠償請求を出した。知る権利がある。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号本文該当性について

変更届出書の添付資料 - 2「2大規模小売店舗設置者の概要、(3)連絡先」に記載されている担当者氏名は、個人識別情報であり、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(2) 条例第7条第2号本文ただし書該当性について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第3項で準用する同法第5条第3項の規定により、変更届出書は公告の日から縦覧に供され、すべてを閲覧することが可能とされている。同法では、市町村、周辺住民等が生活環境の保持の観点から公告の日から4か月以内に、都道府県に意見を述べることができると定められており、そのための情報を提供する必要があるため、縦覧期間を4か月と定めている。

しかしながら、変更届出書は、縦覧期間を過ぎれば縦覧できなくなることから、担当者氏名は、条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定により(中略)公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは言いえない。

担当者氏名は、同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは言いえない。

担当者氏名は、同号ただし書ウの「当該個人が公務員等である場合」ではない。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由として、「(株)の担当者の氏名をどうしても知りたい。直接話を聞きたい。」と主張するが、当該理由では、本件処分を取り消し、開示する理由に当たらない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容

ア 変更届出書

変更届出書は、大規模小売店舗の設置者が、当該店舗において小売業を行う者の開店時刻、閉店時刻などを変更するために、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、実施機関へ提出したものであり、届出書に添付資料 - 1及び添付資料 - 2が添付されている。

届出書には、「1大規模小売店舗の名称及び所在地」、「2変更しようとする事

項」、「3 変更する年月日」、「4 変更する理由」などが記載されている。

添付資料 - 1 には、「1 当該建物における営業時間変更計画の概要」、「2 騒音発生源の稼動時間帯の変更及び位置を示す図面」、「3 予測結果」などが記載されている。

添付資料 - 2 には、「1 計画の主旨」、「2 大規模小売店舗設置者の概要」、「3 計画の概要」、「4 大規模小売店舗の名称及び所在地」、「5 配慮すべき事項」などが記載されている。

イ 起案文書

起案文書は、変更届出書を実施機関が受理し、当該届出者及び関係者に通知することについて、実施機関の職員が起案及び決裁した文書であり、起案者、発信者、受信者、標題、実施機関の職員の印影、起案理由などが記載されている。

本件公文書のうち、異議申立人が開示を求めている情報は、変更届出書の添付資料 - 2 「2 大規模小売店舗設置者の概要、(3)連絡先」の担当者氏名であり、当審査会において、本件公文書を検分したところ、法人の「担当者の名字」が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、法人の「担当者の名字」が条例第7条第2号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているので、以下検討する。

ア 同号本文該当性の有無

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

「担当者の名字」は、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 同号ただし書ア該当性の有無

同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する情報は、非開示情報の例外として、開示しなければならない旨規定している。「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報をいい、「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求の時点においては公にされていないが将来公にすることが予定されている情報や公にする時期について具体的な計画がない場合であっても、その情報の性質から通例として公表される情報をいうと解されるものである。

変更届出書は、大規模小売店舗立地法第6条第3項で準用する同法第5条第3項の規定により、平成13年11月7日から平成14年3月6日までの4か月間、静岡

県商業まちづくり室において、公衆の縦覧に供されたものである。

変更届出書を4か月間縦覧に供する趣旨は、大規模小売店舗立地法第8条第1項及び第2項の規定により、市町村、周辺住民等が、都道府県に対して、大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から、4か月間意見を述べることができることされており、その間、当該届出に係る情報を提供しておく必要があるからである。

変更届出書に記載された「担当者の名字」は、大規模小売店舗立地法の規定により、公衆の縦覧に供され、いったんは公にされたものであるが、本件開示請求の時点においては縦覧期間が既に経過しているため、現に何人でも閲覧できるという情報ではない上、大規模小売店舗立地法の縦覧の趣旨、期間等を考慮すれば、「担当者の名字」は縦覧によって、広く一般の人々に知られているとはいえず、また、容易に入手することができる情報であるということとはできない。

さらに、「担当者の名字」は、将来公にすることが予定されている情報とは認められず、また、公にする時期について具体的な計画がない場合であっても、その情報の性質から通例として公表される情報とも認められない。

したがって、「担当者の名字」は、同号ただし書アに該当しない。

ウ 同号ただし書イ該当性の有無

同号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する情報は、非開示情報の例外として、開示しなければならない旨規定している。

変更届出書に記載された「担当者の名字」は、人の生命等を保護するため、公にすることが必要な情報との事情は認められず、同号ただし書イに該当しない。

エ 同号ただし書ウ該当性の有無

同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は、非開示情報の例外として、開示しなければならない旨規定している。

変更届出書に記載された「担当者の名字」は、民間事業者の担当者であり、公務員等ではないため、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

したがって、「担当者の名字」は、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

(3) 条例第9条該当性について

異議申立人が、本件処分を取り消すべきとする条例の根拠は、必ずしも明らかではないが、公益上の理由による裁量的開示を求めている趣旨とも解されることから、条例第9条該当性について、以下検討する。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(中略)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に

対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

異議申立人は、「県と (株)に損害賠償請求を出した。」と主張していることから、県及び (株)の責任を追及するために、本件公文書の開示請求を行ったと解されるが、実施機関は、 (株)の「担当者の名字」を除くすべてを開示しているため、異議申立人の資料収集の意図は、おおむね満たされていると認めることができる。

また、本件開示請求に関して、「担当者の名字」を開示することに、当該情報を非開示とする利益を上回る公益上の必要性があるとの事情は認められない。

したがって、「担当者の名字」は、条例第9条に該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 20 年 8 月 19 日	諮問を受け付けた。	
平成 20 年 8 月 19 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 20 年 8 月 26 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 20 年 9 月 22 日	審議	第 212 回
平成 20 年 10 月 20 日	審議(答申)	第 213 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 212 回、第 213 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 212 回、第 213 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会 会長	第 212 回、第 213 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 212 回、第 213 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 212 回
根 木 真 理 子	静岡大学 教育学部教授	第 212 回、第 213 回